

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 196 条の規定に該当する者
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 144 条の規定に該当する者
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 45 条の規定に該当する者
- (4) 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 32 条の規定に該当する者
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 6 条の規定に該当する者
- (6) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 95 条又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 172 条
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 114 条の規定に該当する者
- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 112 条の規定に該当する者
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 104 条の規定に該当する者
- (10) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 87 条の規定に該当する者
- (11) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）第 26 条の規定に該当する者
- (12) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 27 条の規定に該当する者
- (13) 地方公務員共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 25 の規定に該当する者
- (14) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 34 条の規定に該当する者
- (15) 小規模企業共済法（昭和 40 年法律第 102 号）第 30 条の規定に該当する者
- (16) 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 66 条の規定に該当する者
- (17) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 143 条の規定に該当する者
- (18) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 75 条の規定に該当する者
- (19) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 19 条の規定に該当する者
- (20) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 136 条の規定に該当する者
- (21) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 48 条の規定に該当する者
- (22) 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 59 条の規定に該当する者
- (23) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）第 26 条の規定に該当する者

- (24) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 83 条の規定に該当する者
- (25) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成 18 年法律第 87 号）第 33 条の規定に該当する者
- (26) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号）第 103 条の規定に該当する者
- (27) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成 20 年法律第 80 号）第 16 条の規定に該当する者
- (28) 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付等の支給に関する特別措置法（平成 23 年法律第 126 号）第 39 条の規定に該当する者
- (29) 国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律（平成 28 年法律第 73 号）第 19 条の規定に該当する者